
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 第 406 回企業会計基準委員会及び第 142 回金融商品専門委員会
会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 406 回企業会計基準委員会（2019 年 4 月 11 日開催）及び第 142 回金融商品専門委員会（2019 年 4 月 19 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

時価算定に関する会計基準等の公開草案に寄せられたコメント概要

質問 2（適用範囲に関する質問）

（第 142 回金融商品専門委員会）

2. リース取引から生じる債権債務を対象範囲とするかどうかについては、IFRS 第 13 号では対象範囲外となっており、また貸出金以上に実務上の課題が出てくる可能性もあるため、検討すべき論点である。

質問 3（時価の定義に関する質問）

（第 142 回金融商品専門委員会）

3. 上場はしているものの市場流動性が低い株式（例えば、期末日には取引が行われておらず半年や 1 か月遡らないと取引価格が入手できないもの）の時価について現行の実務が分かれている。入手できる最新の市場価格を時価としている場合もあれば、時価を見積もっている場合もあるようである。本会計基準の適用によってこの実務が影響を受ける可能性がある。

質問 5（時価の算定方法に関する質問）

（第 142 回金融商品専門委員会）

4. 第三者から入手した相場価格の利用における手続きの例示については、複数の懸念

が寄せられており、また情報を提供する側である日本証券業協会からもコメントが寄せられているため、再検討すべきである。

5. 米国等においてブローカーは評価技法やインプットの内容を提供する実務を行っていないとのコメントがあるが、もしそれが事実であれば、米国等が訴訟社会であり情報を提供することのリスクが高いことも一因であると考えられる。また、投資家が金融商品の時価算定方法について精通していることも要因の1つであると考えられる。

投資している金融商品をよく理解している日本の金融機関においては、証券会社との間で評価技法やインプットを確認する実務が既に行われている。時価算定会計基準は、金融商品に投資する法人にとって当然理解すべき内容のものであって、その点を簡便化するという議論をすること自体、本末転倒であると思われる。

6. 各レベルのインプットの定義を明確化すべきとのコメントについて、公開草案の「公表にあたって」において別紙を作成して明確化を図ったにもかかわらずこのようなコメントが来ている。結論の背景を拡充することは難しいと考えるが、別紙の記載を拡充することは考えてもよいのではないか。

質問6（その他の取扱い）

（第142回金融商品専門委員会）

7. 第三者から入手した相場価格の利用の例外措置の対象商品を2つのデリバティブに限定している理由が不明確であるとのコメントには同意できるため、説明の追加や範囲の見直しを検討してもよいのではないか。

質問7（市場価格のない株式等の取扱い）

（第142回金融商品専門委員会）

8. 私募投資信託やファンドなどについて、市場価格のない株式等の対象となるか明確化を図るべきである。もし不動産投資ファンド等について時価評価を求めるのであれば、収益還元法等の算定方法の明確化についても検討する必要があるかもしれない。
9. このプロジェクトにおいて、現行の金融商品の適用範囲や実務に極力影響を与えないという基本方針があるのであれば、現行の時価を把握することが極めて困難と認める有価証券の取扱いを引き続き存置して、十分な開示を前提に、企業の自主判断

に任せるとすることも考えられる。

10. 不動産私募ファンド等においては、満期まで保有することが前提であり売却が困難なものがある。そのようなものに関してまで毎期末に時価評価することにどれだけの価値があるのかということについては、もう一度議論してもよいのではないか。

質問 8（開示に関する質問）

（第 406 回企業会計基準委員会）

11. 証券アナリスト協会で議論した際には、四半期においても公開草案と同程度の開示が必要ではないかという意見が多く聞かれた。その理由は、作成者は四半期においても関係するデータを当然保有していると考えられるためである。

また、調整表の純額表示に関しては、購入や売却などの増加要因と減少要因が相殺されてしまうことにより経済実態を分析するための情報が失われてしまうとして強い反対があった。

質問 9（適用時期及び経過措置に関する質問）

（第 406 回企業会計基準委員会）

12. 本会計基準が開示だけでなく測定にも影響するものであるほか、重要な課題が含まれていることやシステム対応が必要な点なども考慮すると、適用までにもう少し時間が必要ではないかという印象を受ける。また、金融商品に関する会計基準の見直しの議論との関係を整理し、これらの適用時期を合わせるべきかどうか明らかにすることが必要である。
13. 適用時期に関する懸念が多く寄せられているが、測定と開示を区分して適用時期に関する議論ができるかどうか、コメントの分析を行うことが考えられる。
14. 適用時期を1年又は2年以上延期すべきという意見への対応として、金融商品専門委員会等において本会計基準の対応に必要な工数がどの程度であるかを検討すべきである。全国的に働き方改革が行われている中で、工数と比べて人的資源が足りていない可能性も考えられる。

（第 142 回金融商品専門委員会）

15. 投資信託の経過措置については、多くのコメントが寄せられており、今後議論すべ

き論点である。

16. 遡及適用ができる場合の要件について理解が困難であるため明確化すべきである。
17. 適用時期については意見が割れているが、作成者の立場からは十分な時間をとっていただきたいと考えている。投資信託の経過措置で求める開示についてはもう少し割り切った対応ができるのではないか。
18. 6月までに最終化するためには、最低限必要な部分に絞って検討を進める方法も考えられる。市場価格のない株式等の取扱いなど、金融商品会計基準の見直しにも関連する論点については、金融商品会計基準の見直しの議論において結論が変わる可能性もあるため、議論を後回しにすることも考えられるのではないか。
19. 投資信託の経過措置について、時価のレベル区分の規定が換金可能性や流動性に強い軸足を置いたものとなっていることが、将来的に全く違う規定になってしまうのではないかという懸念を生じさせていると考えられる。多くのコメントが寄せられている論点であり、投資信託のあるべき取扱いは今後検討していくものであるため、経過措置の間は割り切った処理とすることも考えられるのではないか。

質問 10（設例に関する質問）

（第 142 回金融商品専門委員会）

20. 設例の中には、日本に適合しないものや説明が不十分であるものが見受けられるので、検討が必要である。

全体に関して

（第 406 回企業会計基準委員会）

21. 公開草案を公表するまでに十分な審議がなされなかった項目もあると認識している。特に、実務上の実行可能性について強い懸念が示されている項目については、金融商品専門委員会及び企業会計基準委員会において検討時間を十分に確保して丁寧な審議を行うべきである。

適用時期と投資信託の経過措置が、十分に検討ができていない代表的な論点と認識している。公開草案からの変更の有無に関わらず、丁寧な審議をお願いしたい。一方で、レベル3の期首から期末への調整表の開示において購入や売却等を純額表示する提案に関しては、慎重な議論がなされたにもかかわらず反対意見が提出され

ているため、コメントの内容をよく理解して議論したい。

(第 142 回金融商品専門委員会)

22. 既に IFRS や米国会計基準を適用している金融機関とそうでない金融機関との間で会計基準の理解度にかなりばらつきがあると感じた。コメント全体を踏まえて、分かりにくいところについては関係者の理解を促進するために、結論の背景等の記載ぶりを検討すべきと考えられる。

日本公認会計士協会の公開草案

(第 142 回金融商品専門委員会)

23. デリバティブ取引における信用リスク (CVA や DVA 等) については、本来的には取引を行う段階でプライシングに反映すべきものであり、それを適切に行っていないため問題になっていると考えている。これらを反映すべきことを時価算定会計基準の中で明確にすることによって、信用リスクをプライシングに反映することが浸透すると考えられるため、簡便的な処理を導入することは考えられない。
24. デリバティブ取引における CVA について、具体的には会計基準に記載がないことから考慮する必要があるのか不明確であるとの反応が多いため、明確に記載することを検討してはどうか。

以 上